

○福岡県立大学大学院学則

法人規程第 33 号

平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 18 年 12 月 19 日

改正 平成 19 年 3 月 14 日

改正 平成 20 年 3 月 27 日

改正 平成 21 年 3 月 24 日

改正 平成 21 年 12 月 1 日

改正 平成 22 年 3 月 24 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 22 年 9 月 28 日

改正 平成 22 年 12 月 21 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
 - 第 2 章 入学定員及び収容定員（第 4 条）
 - 第 3 章 学年、学期及び休業日（第 5 条）
 - 第 4 章 教育方法等（第 6 条－第 12 条）
 - 第 5 章 課程の修了及び学位の授与（第 13 条－第 15 条）
 - 第 6 章 入学、退学及び休学（第 16 条－第 19 条）
 - 第 7 章 除籍及び懲戒（第 20 条）
 - 第 8 章 復学（第 21 条）
 - 第 9 章 外国人特別学生（第 22 条）
 - 第 10 章 聴講生、研究生（第 23 条）
 - 第 11 章 入学考査料、入学料、授業料等（第 24 条）
 - 第 12 章 教員組織（第 25 条）
 - 第 13 章 研究科委員会（第 26 条－第 28 条）
 - 第 14 章 特任教員等（第 29 条－第 30 条）
 - 第 15 章 雑則（第 31 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 福岡県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、広い視野に立って専攻分野に関する専門的学術を教育研究し、学術文化の進展に寄与するとともに、社会的な場でその高度な専門的知識を活用し得る指導的人材を養成することを目的とする。

（課程）

第2条 本学大学院の課程は、修士課程とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、特に優れた業績をあげた者は、1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、看護学研究科看護学専攻専門看護師コースの学生は修了に2年以上の在学期間を要する。

3 在学期間は、4年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。
(研究科及び専攻)

第3条 本学大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	専攻名		
人間社会学研究科	社会福祉専攻		
	心理臨床専攻		
	地域教育支援専攻		
看護学研究科	看護学専攻	コース名	研究コース
			専門看護師コース

2 前項に規定する研究科及び専攻の目的は、次のとおりとする。

研究科名	目 的	
人間社会学研究科	21世紀における少子・高齢化、地方分権及び自己実現要求の高まりを踏まえ、高度福祉社会の実現に貢献できる人材の養成を行うとともに、職業人のリカレント教育（学習）の要求に応えることを目的とする。	
	専攻名	目 的
	社会福祉専攻	児童と家族、障害者及び高齢者等の援助を必要とする人びとの生活課題について、個人や家族、集団、地域等における人間関係やサービス利用状況等を含めて全体的に把握することで当事者の育成や保護、介護、社会参加及び自立支援等の在り方を研究することを目的とする。
	心理臨床専攻	心理学全般の領域を関連づけながら、心理臨床に関する知識技能を深め、心理的支援を必要とする人に対するカウンセリングなどの実践能力を身につけ、さらに、他職種とも協働する能力をもつ臨床心理士を養成することを目的とする。
	地域教育支援専攻	地域における子育て・保育、家庭教育、学校教育及び社会教育の分野における人間形成の営みとその諸問題を、地域教育の視点から教育学を中心に関係諸科学を総合的に研究

		し、それらの諸問題を実践的に解決しうる高度な専門的能力を持った人材を育成することを目的とする。
看護学研究科	看護学専攻	地域の保健・医療・福祉分野の施策展開を推進する中核的担い手である高度専門職業人としての看護職者や、看護学の創造と発展に貢献できる研究者・教育者を育成することを目的とする。

(心理教育相談室)

第3条の2 人間社会学研究科に、心理臨床専攻のための臨床実習施設として心理教育相談室を置く。

2 心理教育相談室について必要な事項は、別に定める。

第2章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第4条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名		入学定員	収容定員
人間社会学研究科	社会福祉専攻		6	12
	心理臨床専攻		6	12
	地域教育支援専攻		3	6
	合計		15	30
看護学研究科	看護学専攻	コース	12	24
		研究コース 専門看護師コース		
総計			27	54

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第5条 学年、学期及び休業日については、福岡県立大学学則（平成18年法人規程第32号。以下「本学学則」という。）の規定を準用する。

第4章 教育方法等

(授業科目及び単位数)

第6条 研究科の専攻別の授業科目及びその単位は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第7条 研究科の定めるところにより、前条の授業科目について30単位以上（人間社会学研究科心理臨床専攻は32単位以上、看護学研究科看護学専攻がん看護専門看護師コ

ースは 36 単位以上、精神看護専門看護師コースは 40 単位以上)) を履修しなければならない。

(長期にわたる課程の履修)

第 7 条の 2 別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情で第 2 条第 2 項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位の認定)

第 8 条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告等の成績により、所定の単位を与える。

(教育方法の特例)

第 9 条 研究科において教育上特別に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、夜間その他特定の時期において授業又は研究指導を行う。

(他専攻等の授業科目の履修)

第 10 条 研究科において必要があると認めるときは、他の専攻の授業科目又は学部の授業科目を履修させ、これを第 7 条に規定する単位とすることができる。

(他大学院の授業科目の履修)

第 11 条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10 単位を超えない範囲で本学大学院において履修したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 11 条の 2 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第 15 条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、10 単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(留学)

第 12 条 留学(外国の大学院において、当該専攻の教育課程に関連のある授業科目を履修することをいう。以下同じ。)しようとするときは、前条の規定を準用する。

2 留学に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 課程の修了及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第 13 条 修士課程の修了要件は、本学大学院に 2 年以上在学し、30 単位以上(人間社会学研究科心理臨床専攻は 32 単位以上、看護学研究科看護学専攻がん看護専門看護師コースは 36 単位以上、精神看護専門看護師コースは 40 単位以上)) を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

ただし、看護学研究科看護学専攻専門看護師コースの学生は修了に 2 年以上の在学期間を要する。

(修士論文の審査)

第14条 修士論文の審査については、別に定める。

(学位の授与)

第15条 修士課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名		学位名
人間社会学 研究科	社会福祉専攻		修士 (社会福祉)
	心理臨床専攻		修士 (心理臨床)
	地域教育支援専攻		修士 (地域教育支援)
看護学研究科	看護学専攻	コース名	修士 (看護学)
		研究コース 専門看護師 コース	

(転入学、再入学、専攻の変更及び転学)

第6章 入学、退学及び休学

(入学、退学及び休学)

第16条 入学、退学及び休学については、本学学則の規定を準用する。

(入学資格)

第17条 修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第102条に定める大学院入学資格を有する者
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したもの

(入学許可、入学許可された者の提出書類及び保証人)

第18条 入学許可、入学許可された者の提出書類及び保証人については、本学学則の規定を準用する。

(転入学、再入学、専攻の変更及び転学)

第19条 転入学、再入学、専攻、コース(コースについては看護学研究科のみ)の変更又は転学を志願する者には、選考の上これらを許可することがある。

- 2 前項の場合において、既に修得した科目の単位及び在学年数の認定は、研究科において行うものとする。
- 3 他の大学院に転学を志願するときは、学長の許可を得なければならない。

第7章 除籍及び懲戒

(除籍及び懲戒)

第20条 除籍及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。この場合において、本学学則第34条及び第35条に「学部」とあるのは「研究科」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、本学学則第34条第1項第1号に「第11条第2項」とあるのは「本学大学院学則第2条第3項」と読み替えるものとする。

第8章 復学

(退学者の復学並びに除籍又は退学処分を受けた者の復学)

第21条 退学者の復学並びに除籍又は退学処分を受けた者の復学については、本学学則の規定を準用する。この場合において、本学学則第36条及び第37条に「学部」とあるのは「研究科」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第9章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

第22条 外国人で、本学大学院において教育を受ける目的をもって入国し、第16条に規定する入学によらずに本学大学院に入学しようとする者がある場合は、研究科委員会の選考を経て、外国人特別学生として入学させることができる。

2 外国人特別学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生及び研究生

(科目等履修生、聴講生及び研究生)

第23条 本学大学院に科目等履修生、聴講生及び研究生の制度を置く。

2 科目等履修生、聴講生及び研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 入学考査料、入学料、授業料等

(授業料等)

第24条 入学考査料、入学料、授業料その他の費用の種類、額及び納入方法等については、別に定める。

第12章 教員組織

(教員組織)

第25条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれを充てる。

2 必要がある場合は、前項の教員に非常勤講師を充てることができる。

第13章 研究科委員会

(研究科委員会)

第26条 研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科長、研究科担当の教授、准教授及び講師をもって組織する。

(審議事項)

第27条 研究科委員会は次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項並びに学位の授与に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学長から諮問を受けた教員の採用、昇任に係る選考に関する事項
- (4) その他研究科の運営に関する重要事項

2 前項に規定するもののほか、研究科委員会に関し必要な事項については、別に定める。
(研究科長)

第28条 研究科には研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

第14章 特任教員等

(特任教員)

第29条 本学大学院に特任教員として、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任研究員を置くことができる。

2 特任教員に関して必要な事項は、別に定める。

(客員教員)

第30条 本学大学院に客員教員として、客員教授及び客員准教授を置くことができる。

2 客員教員に関して必要な事項は、別に定める。

第15章 雑則

(補則)

第31条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の際廃止された福岡県立大学大学院学則(平成9年3月福岡県告示第632号。以下「廃止前の学則」という。)に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)前に人間社会学研究科に在学していた者が、施行日後に在学しなくなるまでの間、旧学則の第3条、第4条、第6条、第7条、第13条及び第15条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

別表

A 社会福祉専攻

科目名	必修	選択	自由
特別研究	4		
フィールドワーク	2		
社会福祉研究		2	
社会福祉演習		2	
ソーシャルワーク研究	2		
ソーシャルワーク演習	2		
高齢者福祉研究		2	
高齢者福祉演習		2	
地域福祉研究		2	
地域福祉演習		2	
子ども家庭福祉研究		2	
障害者福祉研究		2	
障害者福祉演習		2	
福祉制度比較研究		2	
社会保障制度研究		2	
社会政策研究		2	
社会政策演習		2	
地域問題研究		2	
地域問題演習		2	
公共政策研究		2	
地域文化研究		2	
地域文化演習		2	
地域社会研究		2	
地域社会演習		2	

B 心理臨床専攻

科目名	必修	選択	自由
臨床心理学特論	4		
臨床心理面接特論	4		
臨床心理査定演習	4		
臨床心理基礎実習	2		
臨床心理実習(学内)	1		
臨床心理実習(施設)	1		
臨床心理学研究法特論		2	
心理療法特論		2	
投影法特論		2	
特別研究	4		
心理学研究法特論		2	
発達心理学特論		2	
認知心理学特論		2	
社会心理学特論		2	
人間関係特論		2	
神経生理学特論		2	
老年心理学特論		2	

C 地域教育支援専攻

科目名	必修	選択	自由
地域教育支援研究Ⅰ	2		
地域と子育て研究Ⅰ	2		
地域と学校教育研究Ⅰ	2		
地域と社会教育研究Ⅰ	2		
特別研究	4		
フィールドワーク	2		
地域と子育て研究Ⅱ		2	
地域と子育て演習		2	
子育ての比較文化研究		2	
子育ての比較文化演習		2	
地域と学校教育研究Ⅱ		2	
地域と学校教育演習		2	
地域と教育実践研究		2	
地域と社会教育演習Ⅰ (女性)		2	
地域と社会教育演習Ⅱ (人権)		2	
地域教育支援研究Ⅱ (食育)		2	
地域教育支援演習Ⅱ (食育)		2	
地域教育支援研究Ⅲ (からだ)		2	

D 看護学専攻

科目名	必修	選択
看護理論	2	
看護倫理	2	
看護研究法	2	
コンサルテーション論		2
看護教育学		2
英語文献購読特論		2
看護政策論		2
Advanced 生理学・病態生理学		2
看護管理学		2
臨床心理学特論		2
家族社会学特論		2
ヘルスプロモーション科学		2
哲学的人間学		2
データ解析特論		2
データ解析演習		2
看護教育学特論		2
看護教育学演習		2
基礎看護学特論		2
基礎看護学演習		2
看護心理学特論		2
看護心理学演習		2
実験看護学特論		2
実験看護学演習		2
基礎看護学特別研究		8
思春期ヘルスプロモーション特論		2
思春期ヘルスプロモーション演習		2
地域看護学特論		2
地域看護学演習		2
在宅看護学特論		2
在宅看護学演習		2
食育学特論		2
食育学演習		2
ヘルスプロモーション看護学研究		8

科目名	必修	選択
助産学特論		2
助産学演習		2
小児看護学特論		2
小児看護学演習		2
代替・補完看護学特論		2
代替・補完看護学演習		2
老年看護学特論		2
老年看護学演習		2
成人看護学特論		2
成人看護学演習		2
がん病態学		2
がん看護学特論Ⅰ		2
がん看護学特論Ⅱ		2
がん看護学演習Ⅰ		2
がん看護学演習Ⅱ		2
がん看護学実習Ⅰ		4
がん看護学実習Ⅱ		2
精神看護学特論		2
精神看護学演習		2
精神看護対象論		2
精神看護援助論		4
精神看護セラピー		4
精神看護関連法規・制度・政策論		2
精神看護直接ケア実習Ⅰ		2
精神看護直接ケア実習Ⅱ		2
精神看護専門看護師役割実習Ⅰ		2
精神看護専門看護師役割実習Ⅱ		4
臨床看護学特別研究		8
課題研究		4